

教指第523号
昭和63年7月30日

各県立高等学校長

殿

県立盲・聾・関係養護学校長

山口県教育委員会教育長

県立高等学校等の生徒の留学に関する取扱いについて（通知）

このたび、山口県立学校学則基準及び高等学校等の生徒指導要録の様式等が一部改正されました。これに伴い、県立高等学校等の生徒の留学に関する取扱いを下記のとおりとしますので、遺漏のないよう配意願います。

記

1 留学の願い出について

外国の高等学校に留学しようとする生徒は、校長に願い出て許可を受けなければならないこと。

2 留学の許可について

校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。その際、次の事項に留意すること。

- (1) 「外国の高等学校」とは、外国における正規の後期中等教育機関をいうこと。
- (2) 校長は、留学を願い出た生徒に、別紙様式(1)により留学期間、留学先及び事由等を記載した「留学願」を保護者及び保証人と連署の上、提出させること。その際、原則として、留学先の高等学校の校長が発行する留学受入れの許可証又は留学取扱団体の発行する留学許可証を添付させること。
- (3) 校長は、事前に留学先高等学校の教育課程や学校概要等を提出させるようにするとともに、必要に応じ留学先高等学校との間で協議を行うなどして、当該留学の概要の把握に努めること。ただし、やむを得ない事情によ

り事前の協議を行うことが困難な場合には、学校間での事前の協議を欠くことも差し支えないこと。

- (4) 校長は、留学を願い出た生徒の留学の目的、学力、語学力、環境への順応性などを把握すること。
- (5) 校長は、生徒及び保護者に対し、外国の高等学校における学習及び出席状況によっては、留学が終了しても進級又は卒業が認められない場合もあり得ることを事前に了知させておくこと。
- (6) 生徒が、休学により、外国の高等学校で学習することは、従来どおり差し支えないので、校長は、留学と休学のいずれによることが教育上より有益かを判断する必要があること。

3 留学の期間について

- (1) 留学期間は、原則として1年程度とすること。
- (2) 校長は、特別の事由があると認める者に対して、1年を限度として留学期間の延長を認めることができること。

4 留学の取消し等について

- (1) 校長は、生徒が留学を続けることが教育上有益でないと認めたときは、留学を取り消すことができること。
- (2) 校長は、生徒が留学期間の途中で留学のとりやめを申し出た場合には、その事情及び外国での学習の期間を考慮して留学と認めることができること。

5 留学にかかわる単位の認定等について

校長は、留学を終了した生徒に、外国の高等学校における履修状況、学習成績、出欠の状況及び留学の期間等を記載した当該外国の高等学校長の発行する証明書と留学を通して得た体験等をまとめた報告書を提出させ、それらに基づいて単位の認定を行うこと。その際、次の事項に留意すること。

- (1) 認定の時期は、当該留学の終了の時点とすること。
- (2) 校長は、留学を終了した生徒の外国の高等学校における1年間の履修単位を国内の高等学校における学年の履修すべき全単位とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができるものであること。

- (3) 校長は、(2)により単位を認定された生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができること。
- (4) 学年が留学期間と我が国の在籍校での学習期間とからなる場合は、期間、学習内容等を考慮して、どちらか一方を主たるものとし、主たるものの方にまとめて認定を行うこと。

6 生徒指導要録への記入について

- (1) 留学にかかわる生徒指導要録への記入については、昭和63年5月23日付け教指第270号「高等学校生徒指導要録等について」の別記1及び2の「要整備点」を参照すること。
- (2) 休学により外国の高等学校で学習した生徒については、学習の成果を国内の高等学校における単位とみなしたり、当該休学期間を在学期間に算入したりするものではないこと。

7 留学時の在籍高等学校等の授業料について

授業料については、山口県使用料手数料条例による。(別表第一、10教育委員会関係使用料手数料一項高等学校)

8 留学等の許可の報告について

留学又は休学により外国の高等学校での学習を許可した学校にあつては、別紙様式(2)により速やかに県教育庁指導課長あて報告すること。

9 施行期日について

昭和63年4月1日から施行されること。